

(組合の名称)

第1条 この組合は、鯖江・丹生消防組合(以下「組合」という。)と称する。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は、次の市町(以下「関係市町」という。)をもつて組織する。

鯖江市・越前町

(平17福井県指令市4・一部改正)

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、消防組織法(昭和22年法律第226号)および消防法(昭和23年法律第186号)の定めるところによる関係市町の行う消防事務ならびに火薬類取締法(昭和25年法律第149号)および液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)に規定する知事の権限に属する事務のうち関係市町が処理することとされた事務を共同処理する。

(平8福井県指令地497・平12福井県指令市450・平17福井県指令市4・一部改正)

(組合の事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、鯖江市西山町13番22号に置く。

(組合の議会の組織)

第5条 組合の議会の議員(以下「組合議員」という。)の定数は9人とし、関係市町の定数は次のとおりとする。

鯖江市 5人

越前町 4人

(平17福井県指令市4・一部改正)

(組合議員の選挙の方法)

第6条 組合議員は関係市町の議会において、議員の中から選挙する。

2 組合議員に欠員を生じたときは、その欠員を生じた関係市町において、速やかに補欠選挙を行わなければならない。

(平17福井県指令市4・一部改正)

(組合議員の任期)

第7条 組合議員の任期は、関係市町の議会の議員在任期間とする。

(平17福井県指令市4・一部改正)

(執行機関の組織および選任の方法)

第8条 組合に管理者、副管理者および会計管理者を置く。

2 管理者は、鯖江市長の職にある者をもつて充てる。

3 副管理者は、越前町長および鯖江市副市長の職にある者をもつて充てる。

4 管理者に事故があるときまたは管理者が欠けたときは、あらかじめ管理者が指定した副管理者がその職務を代理する。

5 会計管理者は、鯖江市会計管理者の職にある者をもつて充てる。

(平17福井県指令市4・平17福井県指令市1386・平19福井県指令市375・一部改正)

(監査委員)

第9条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て組合議員のうちから選任する者1人および鯖江市の識見を有する監査委員の職にある者1人をもつて充てる。

3 監査委員の任期は、組合議員のうちから選任された者にあつては、当該組合議員の任期とし、鯖江市の識見を有する監査委員の職にある者にあつては、当該鯖江市の監査委員の任期とする。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(平8福井県指令地497・平17福井県指令市4・一部改正)

(職員)

第10条 組合に吏員およびその他の職員を置き、その定数は条例で定める。

(組合の経費の支弁方法)

第11条 組合の経費は、関係市町の分担金およびその他の収入をもつて充てる。

2 前項の分担金は、最近の国勢調査による人口と当該年度の消防費に係る基準財政需要額を基準として、関係市町に分賦する。

(平17福井県指令市4・平17福井県指令市1386・平成30年11月1日・一部改正)

附 則

この規約は、昭和44年11月1日から施行する。

附 則(昭和46年県指令地第1205号)

この規約は、昭和46年10月1日から施行する。

附 則(昭和48年県指令地第597号)

この規約は、許可の日から施行する。

附 則(昭和56年県指令地第982号)

この規約は、福井県知事の許可のあつた日から施行する。

附 則(昭和63年県指令地第816号)

この規約は、福井県知事の許可のあつた日から施行する。

附 則(平成8年県指令地第497号)

この規約は、福井県知事の許可のあつた日から施行する。

附 則(平成12年県指令市第450号)

この規約は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成17年県指令市第4号)

この規約は、平成17年2月1日から施行する。

附 則(平成17年県指令市第1386号)

この規約は、福井県知事の許可のあつた日から施行する。

附 則(平成19年県指令市第375号)

この規約は、福井県知事の許可のあつた日から施行する。

附 則(平成30年11月1日)

この規約は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。